

種 別	(2) 運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

○ 県民の立場に立った運転免許業務

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

警察署での優良運転者講習および一般運転者講習に対して、守山運転免許センターから専従講師（警察官）を派遣し、講習内容の充実を図るなど安全運転および事故防止に役立つ講習の充実に努めた。

また、守山運転免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習の講師を対象とした研修会（5月・11月）を開催する等して、講師の資質向上、教育技術の向上に努めた。

なお、各警察署における優良運転者講習については、1,624回、31,510人、また、一般運転者講習については、872回、5,542人に対してそれぞれ実施した。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

ダウンロードサービスについては、平成26年3月17日に県警ホームページからの運転免許証記載事項変更申請書ダウンロードサービスを開始し、同年7月から対象とする申請書を大幅に拡大し本格的に実施した結果、同サービスの利用者が大幅に増加し、申請者の利便性が高まった。その後も毎年ダウンロードサービスを利用して申請に訪れる者の割合は増加を続けている。

実施している手続は、上記の運転免許証記載事項変更申請のほか、新規申請、併記申請、限定解除申請、条件解除申請、国外免許申請、再交付申請、更新申請、経由地申請である。

※ 平成29年中におけるダウンロードサービスの利用状況

区分	申請数	ダウンロード(内数)	率 (%)
新規・併記申請	24,442	2,371	9.7%
限定解除申請	860	14	1.6%
条件解除申請	64	5	7.8%
国外免許申請	2,975	635	21.3%
再交付申請	5,521	269	4.9%
更新申請	56,500	138	0.2%
経由地申請	74	10	13.5%
記載事項変更申請	55,500	1,029	1.9%

申請者が最も利用したのは、新規：併記申請が2,371件（内、県外の教習所卒業者は約90%以上が利用）で全体の9.7%を占めたほか、記載事項変更申請については、1,029件で全体の1.9%を占めた。

また、国外免許申請が21.3%と特に利用率が高かった。

(3) 運転適性相談の適切な運用

公安委員会は、一定の病気にかかっている者等については、免許を与えずもしくは保留し、または免許の取消もしくは免許の効力停止が出来ることとされていることから、これらの趣旨を踏まえた運転適性相談の適切な運用に努めた。

平成29年度中は、1,685件を運転免許課で受理した。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

ア 聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができることから現在補聴器条件を付されたこれらの運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き（臨時適性検査および安全教育）等についても、HP等を通じて関係機関・団体への周知を図った。

なお、平成 29 年度は対象者からの申出がなかったことから、実施していない。

イ 平成 29 年度は守山運転免許センターにおいて、聴覚障害者を対象とした特定任意講習を 2 回計画し、計 4 人が受講した。

種 別	(3)安全運転管理の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 安全運転管理者等選任状況

- ・安全運転管理者 3,554事業所
- ・副安全運転管理者 442事業所 672人

2 安全運転管理者等の法定講習受講結果

- ・安全運転管理者 3,488人
- ・副安全運転管理者 661人

3 適切な安全運転管理に努め、交通事故の防止に貢献された事業所に対する表彰  
(警察と自動車安全運転センターとの連名表彰)

- ・平成29年 7 月 102事業所を表彰
- ・平成29年11月 33事業所を表彰
- ・平成30年 3 月 27事業所を表彰

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 自動車運送事業者立入監査等

業 種 別	バ ス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施事業者	19	0	47	66

2 自動車運送事業等の自動車運転者の適性診断の実施

業 種 別	バ ス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施人員	556	619	4,255	5,430

3 運行管理者等の指導講習の実施

業 種 別	バ ス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
一般講習	184	103	828	1,115
基礎講習	85	48	504	637

4 事故防止対策支援推進事業による補助件数

デジタコ・ドライブレコーダー	12件
先進安全自動車 (A S V)	18件
社内安全教育	0 件
過労運転防止	7 件

種 別	(5) 交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

(1) 事業主や荷主に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の周知徹底を実施した。

滋賀県下の労働基準監督署において実施した集団指導や自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、交通労働災害防止を目的とした個別指導において、本ガイドラインに基づく指導を実施した。

(2) 滋賀県下の労働基準監督署において、一般社団法人滋賀県トラック協会各支部に所属する事業場を対象に集団指導を実施し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく交通労働災害防止対策、荷役作業時の労働災害防止対策について、周知を行った。

滋賀県下の各事業場に対して、一般社団法人滋賀県トラック協会主催の滋賀県交通安全フェアへの参加勧奨を行った。

(3) 平成28年度に構築した、滋賀労働局労働基準部と滋賀県警察本部交通部との間の交通労働災害の発生時における連携体制に基づき、情報共有を行った。

(4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」および労働基準関係法令に規定される労働条件の明示、労働時間の適正管理、健康管理等の法定労働条件の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、陸運関係行政機関および警察機関との連携を図った。

平成29年度、滋賀県下の労働基準監督署において、自動車運転者を使用する事業場に対して、以下の通り監督を実施した。

監督実施事業場数 121

うち 労働基準関係法令違反事業場数 99

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示違反事業場 92

同告示違反内容 総拘束時間 59 最大拘束時間 71 休息时间 59

最大運転時間 19 連続運転時間 30 休日労働 1

また、陸運関係行政機関に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示にかかる重大な違反のあった22事業場について通報を行い、陸運関係行政機関との合同監督を4件実施した。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を実施した。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	彦根地方气象台

〔道路交通の安全に関する情報の充実と効果的利用〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特

別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行った。

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図った。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進に努めた。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達した。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供した。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明に努めた。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

リアルタイムな渋滞情報を提供するために必要な車両感知器60基を更新整備し、情報をドライバーに提供する交通情報板1基の更新整備を実施した。

種 別	(6) 道路交通に関する情報の充実
実施機関	土木交通部道路課

冬期については、道路統合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を実施した。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行った。

## 第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1) 自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 自動車検査場検査実施車両数

64,352台

2 事業者監査、研修会等の実施

実 施 項 目	実 績
指定整備事業者監査	407事業場
自動車検査員研修	1,236名
街頭検査	1,507両

分解整備事業者監査	28事業場
整備主任者等研修	2,609名
整備管理者研修	580名

種 別	(3) 交通関係用品の安全性の確保および向上
実施機関	近畿経済産業局

現在、自動二輪車乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保した。

## 第5節 道路交通秩序の維持

種 別	(1) 交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

住民の要望を踏まえ、交通実態に対応した指導取締りを計画的に実施した。

(1) 総取締り件数（点数切符を除く） 32,639件（平成29年中）

(2) 主な交通違反の内容（平成29年中）

違反種別	検挙件数（件）
無免許運転	180
酒酔い・酒気帯び運転	274
速度違反	7,640
信号無視	2,313
通行区分・追越し	243
一時不停止	6,325
横断歩行者妨害	665
整備不良車運転	326
駐・停車違反	1,077
その他	25,265
計	44,308

(3) 座席ベルト等の取締り状況（平成29年中） 11,669件

種 別	(2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

### 1 専従捜査体制の強化等

登用から日の浅い新任警察署交通課員を対象とした交通事故事件捜査専科（2週間）を実施し、警察署交通課員の捜査能力の向上を図った。

また、新任交通課員を対象とした「交通事故・事件捜査能力育成プログラム」を実施し、新任交通課員の早期戦力化を図った。

## 2 初動捜査体制および科学的捜査体制の強化

重大事件事等等の発生時は、交通捜査鑑識係および追跡捜査係を早期に現場投入し、現場鑑識活動および防犯ビデオ捜査等の強化により客観的証拠の収集に努めたほか、刑事部科学捜査研究所と連携し、DNAをはじめとした科学捜査の活用により、被疑者の検挙に努めた。

### ひき逃げ事件の発生検挙状況（平成29年中）

事故の態様	発生件数	検挙件数	検挙率
死亡事故	2件	2件	100.0%
重傷事故	8件	3件	37.5%
軽傷事故	50件	32件	64.0%
計	60件	37件	61.6%

種別	(3)暴走族対策の強化
実施機関	警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

### 1 暴走族の現勢

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
グループ数	0	0	0	0	0
グループ員数	0人	0人	0人	0人	0人
非グループ員数	166人	162人	157人	163人	186人

### 2 取締り状況

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
道路交通法	件数(件)	106	104	106	113	42
	人員(人)	120 (11)	114 (9)	111 (5)	129 (17)	43 (5)
刑法犯	件数(件)	0	3	1	5	0
	人員(人)	0	3 (3)	3 (3)	9 (8)	0
特別法犯	件数(件)	0	4	0	11	0
	人員(人)	0	4 (2)	0	11 (1)	0
計	件数(件)	106	111	107	129	42
	人員(人)	120 (11)	121 (14)	114 (8)	149 (26)	43 (5)

### 3 押収車両

区分 \ 年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
二輪車(台数)	16	7	5	26	4
四輪車(台数)	0	0	0	2	2

計	16	7	5	28	6
---	----	---	---	----	---

注：（ ）内は逮捕人員をうち数で示す。

#### 4 暴走族関係事犯の再発防止

県内16カ所の少年センターにおいて、計6件の道路交通法違反（暴走行為）に関する相談を受け、暴走行為等を行う少年に対して非行少年等の立ち直り支援事業（あすく）等により支援が実施された。

## 第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課、 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

#### 1 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

保健所におけるAED使用法を含む心肺蘇生法の講習会を実施し、また、AED等練習機器を貸出し、「救急の日」「救急医療週間」における関係機関へのポスター等の配布等により、普及啓発を行った。

#### 2 救急救命士の養成

県内消防本部から救急救命東京研修所および九州研修所への職員派遣

新規養成課程 10人

指導救命士養成研修 9人

#### 3 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

平成29年中救急活動件数 22件

#### 4 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

消防学校での教育訓練の実施

専科教育救助科 23人 約5週間

専科教育救急科 55人 約8週間

#### 5 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

名神高速道路消防協議会および一般国道1号京滋バイパス消防連絡協議会に参画し、それぞれの協議会が開催する総会や研修会等に参加するなど高速道路における救急業務実施について関係機関の連携強化に努めた。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部健康医療課

#### 1 救急医療体制の整備

(単位：千円)

事業名	事業費
小児救急医療運営費補助	88,525
救命救急センター運営費補助	214,270
救急医療情報システムの運営	38,422

## 2 ドクターヘリ事業の推進

毎月第二土曜日にドクターヘリ見学会を実施し、ドクターヘリ活動に対する県民の理解を得た。（参加者：2,049名）

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課

医療機関と消防機関の関係者で構成する協議会と部会を開催し、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図るとともに連携の強化を図った。

- 1 滋賀県メディカルコントロール協議会の開催  
開催日：平成30年2月19日（月）  
場 所：滋賀県危機管理センター
- 2 実施基準策定部会の開催  
開催日：平成30年1月23日（火）  
場 所：滋賀県危機管理センター
- 3 メディカルコントロール部会の開催  
開催日：平成29年10月13日（金）  
場 所：滋賀県危機管理センター

## 第7節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	滋賀運輸支局

〔無保険（無共済）車両対策の徹底〕

- ・無保険（無共済）車の街頭取締り実績 3回
- ・無保険（無共済）車の監視実績 2回

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課

交通事故被害者に各種窓口を教示した。

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	土木交通部交通戦略課

〔交通事故相談所の活動強化〕

(1) 広報・啓発事業

ア 交通事故相談の広報用カード「交通事故相談カード」を作成し、市町、警察をはじめ関係機関に配布したほか自動車安全運転センターおよび自動車事故対策機構にも配布し、相談所の存在と業務内容の広報に努めている。

また、交通事故相談業務の周知を図り、その利用促進を図るため「交通事故相談の概要」を作成し配布した。

イ ラジオ、広報誌等による広報

- ・京都放送滋賀放送局(KBSラジオ)の「マナーアップ大作戦」
- ・広報誌「滋賀県交通安全対策室だより」

ウ インターネット「滋賀県ホームページ」を活用した広報

エ 市町の広報誌を通じての広報

オ 滋賀県民相談ネットワーク窓口を通じての広報

(2) 市町に対する研修等

市町交通安全担当者会議において、交通事故相談所の利用方法、手続き、業務内容等の周知を図っている。

(3) 相談員の研修

ア 交通事故相談員中央研修会初任者コース（国土交通省主催）

6月 東京都（平成29年度参加者なし）

イ 交通事故相談員総合支援研修会（国土交通省主催）

11月 大阪府（相談員1名参加）

(4) 交通事故相談件数

平成29年中に受理した相談は、大津本所361件、彦根分室163件、計524件で前年に比べ45件減少したが、発生した交通事故の相談率は、10.7%と前年と同率。

※巡回相談は、相談所を利用できない相談者の利便を図るため、予約制で出張相談に応じている。

【相談活動の状況】

相 談 内 容	平成29年		平成28年	
	件数	構成比 %	件数	構成比 %
賠償額の算定	51	9.7	90	15.8
示談の仕方	185	35.3	203	35.7
過失程度	69	13.2	63	11.1
自賠償保険請求等	20	3.8	14	2.5
債務不履行	3	0.6	3	0.5
訴訟調停の利用	3	0.6	0	0.0
賠償責任者	0	0.0	0	0.0
労災・社会保険の使用	0	0.0	0	0.0
示談解決後の変更取消	0	0.0	0	0.0
各種福祉施設の利用	0	0.0	0	0.0
生計の維持	0	0.0	0	0.0
各種援護措置の利用	0	0.0	0	0.0
身体障害者の更生	0	0.0	0	0.0
その他	193	36.8	196	34.4
計	524	100.0	569	100.0

種 別	(2) 交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	滋賀運輸支局、土木交通部交通戦略課

1 交通遺児援護団体育成補助金

- (公財) おりづる会の運営事務費補助 190,000円
- 〔経済支援事業〕
- ・新入学給付金： 10人 260,000円
  - ・学年進級支援金： 61人 610,000円
  - ・卒業祝金： 9人 450,000円
  - ・交通遺児奨学金： 70人 6,070,000円
- 〔厚生援護等事業〕
- ・レクリエーション（夏・冬）
  - ・機関紙の発行（年2回）

2 独立行政法人自動車事故対策機構の活動状況

- ・交通遺児等貸付： 3件（新規： 0件、継続： 3件）
- ・介護料の支給： 60件（新規： 1件、継続： 59件）

種 別	(2) 交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課

被害者連絡実施状況

	被害者連絡	手引配布
ひき逃げ	62	62
その他重大な交通事故	77	77

## 第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路課、土木交通部交通戦略課

- 交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑に関する研究の推進
  - ・国、県の道路管理者に加え、警察本部が事務局となっている。
  - ・滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議、同会議作業部会において、現地検討会を実施し、学識経験者を交えた現地調査・対策検討等を実施し、事故の分析、現地での状況確認を行うとともに、アドバイザー会議では対策案について学識経験者、運輸事業者等のアドバイスをいただくなど、多角的な視点を対策案に反映させた。また、会議では対策後の効果検証も行い有効な対策となるよう努めた。
  - ・重大事故発生箇所等における関係機関合同での現地検討会への参加。
  - ・GISを活用して、交通事故多発箇所を抽出し、平成29年6月から同年12月までの間「レッドゾーン半減対策」として集中的な対策を実施した結果、前年同期比15.4%の減少をみた。
- 事故危険個所の対策検討
  - ・事故危険個所対策を実施
- 交通管理技術研究発表会等への参加により最新の技術動向の習得に努めた。